

令和5年度滝沢市公園施設長寿命化計画策定業務 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、滝沢市（以下「委託者」という。）が実施する「令和5年度滝沢市公園施設長寿命化計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

2. 業務の目的

滝沢市の公園は、日常的な憩いの場として多くの住民に親しまれているが、設置から30年以上経過したものが現時点で約6割を占め、10年後には約9割に達する状況であり、厳しい財政事情の下で適切に維持管理を行っていくことが、重要な課題となっている。

本業務は、急速に老朽化が進む公園施設について、将来にわたり安全・安心な維持管理・更新を適確かつ効率的に行うため、滝沢市の190公園（滝沢総合公園を除く）のうち公園施設のある175公園を対象とした長寿命化計画を策定するものである。

3. 関係法令等の準拠

本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- (2) 滝沢市都市公園条例
- (3) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】
（平成30年10月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- (4) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）
（平成26年6月 国土交通省）
- (5) 公園施設の安全点検に係る指針（案）
（平成27年4月 国土交通省）
- (6) 遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2014）

なお、他に準拠できる資料があれば協議のうえ適用する。

4. 業務対象公園

本業務の対象となる公園は、以下のとおりである。（計175公園）

- (1) 都市公園：145公園（計画準備（資料収集と与条件の整理）実施済）
- (2) その他の公園：30公園（計画準備（資料収集と与条件の整理）未実施）

5. 業務概要及び数量

本業務の概要及び数量は下記のとおりとする。

(1) 予備調査

都市公園145公園、その他の公園30公園

※都市公園145公園については、委託者が提供する資料（健全度調査票（公園概要シート））等をベースに予備調査を行うものとし、計画準備（資料収集と与条

件の整理)は行わないものとする。

(2) 健全度調査と健全度・緊急度判定

遊具A：都市公園120基、その他の公園22基

遊具B：都市公園154基、その他の公園17基

遊具C：都市公園31基、その他の公園1基

小型複合遊具：都市公園3基、その他の公園0基

一般施設A(防球ネット)：都市公園1基、その他の公園0基

一般施設A(水飲み)：都市公園27基、その他の公園1基

一般施設C(四阿)：都市公園6基、その他の公園4基

一般施設C(パーゴラ)：都市公園3基、その他の公園1基

建築物(トイレ)：都市公園13棟、その他の公園2棟

※遊具については、発注者が提供する資料(遊具等定期点検業務点検結果)をベースに劣化判定を行うものとし、現地での劣化点検は行わないものとする。

(3) 公園施設長寿命化計画の策定

都市公園145公園、その他の公園30公園

(4) 打合せ協議

(5) 報告書作成

6. 貸与資料

本業務を実施するにあたり、委託者は以下の資料を受託者に貸与するものとする。なお、貸与が難しい資料については委託者の指定する場所において閲覧及び複写等により対応するものとする。

(1) 滝沢市公園台帳

(2) 滝沢市公園遊具台帳

(3) 健全度調査票(公園概要シート)(都市公園145公園分)

※都市公園145公園については、計画準備(資料収集と与条件の整理)実施済

(4) 遊具等定期点検業務点検結果

(5) その他業務を実施するうえで必要な資料

7. 業務内容

(1) 予備調査

1) 計画準備

対象公園175公園のうち、計画準備(資料収集と与条件の整理)が未実施となっている「その他の公園」30公園を対象として、既存の公園台帳等の資料から公園名称・種別・面積・開園年度等の基礎情報を整理するとともに、各公園施設の施設種別・数量・設置年数等の情報を収集し、健全度調査票(公園概要シート)としてとりまとめる。公園施設の分類は、都市公園法第2条第2項で規定する名称を記入する。植栽及び占用物を除く全公園施設を対象とし、公園施設長寿命化計画策定指針(案)(以下「指針案」という。)の管理類型の例を参考に、予防保全型管理と事後保全型管理に分類する。

なお対象公園 175 公園のうち、「都市公園」 145 公園については、委託者が提供する健全度調査票（公園概要シート）等をベースに予備調査を行うものとし、計画準備（資料収集と与条件の整理）は行わないものとする。

2) 予備調査

予備調査は、上記により整理された健全度調査票（公園概要シート）等を元に、現地調査により公園施設の設置状況や利用状況、劣化や損傷の状況を把握し、その結果から健全度調査票（公園概要シート）等の修正並びに必要な事項の補完を行う。

合わせて、予防保全型管理を行う候補とした施設について、その内容を確認し、予防保全型管理対象施設を確定する。また、事後保全型管理を行う施設については、この段階で目視により、劣化や損傷の状況確認を行い、その結果を健全度調査票（公園概要シート）等に記入し、後の長寿命化計画策定のための基礎資料とする。

(2) 健全度調査と健全度・緊急度判定

1) 健全度調査

健全度調査は、予備調査において予防保全型管理を行う候補の施設に分類された公園施設を対象に、より詳しく構造材及び消耗材等の劣化や損傷の状況を確認するため、個々の施設ごとに健全度調査を実施する。

調査は、予備調査による健全度調査票を用いて、撮影・記録等を行いながら各部材や消耗材ごとに劣化や損傷の状態を確認し、予防保全型管理における対策時期（補修、もしくは更新時期）の想定や、必要に応じて施設本体とその周辺に存在する危険性等の有無、公園の顔やシンボル等としての美観的価値について確認する。

調査方法等の詳細については、指針案に基づくものとし、既往の点検結果資料等があれば、その結果を基礎資料として活用することを基本とする。

遊具については、発注者が提供する資料（遊具等定期点検業務点検結果）をベースに劣化判定を行うものとし、現地での劣化点検は行わないものとする。

健全度調査は、指針案に参考例が示されており、それぞれの施設ごとにふさわしい専門技術者、あるいは技術士又はこれら同等以上の知識や経験を有するものを行うこととする。調査者並びに調査方法等については、委託者との協議により決定する。

2) 健全度・緊急度判定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について、総合的に判定を行う。また、その結果に基づき、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度（高、中、低）を設定する。判定基準の詳細については指針案に基づくとともに、緊急度判定をする際に考慮すべき事項（指標）や、公園施設の対策の優先順位を検討する際の判断基準は事前に委託者との協議により決定する。

また、判定の経緯と結果については、必要に応じて「健全度調査票」並びに「公園施設長寿命化計画調書（様式2）」に明記する。

(3) 公園施設長寿命化計画の策定

1) 基本方針の設定

①公園施設の長寿命化のための基本方針

公園全体の状況と照らし合わせた上で、公園全体のあり方及び個別の施設の健全度

から、長寿命化に向けた課題を整理し、対策方法なども検討したうえで、長寿命化の基本方針を設定する。

具体的には、次回以降の定期的な健全度調査の実施方針とその頻度、計画的な補修についてその内容や頻度、更新時期の判断に関する方針などについて検討し、基本方針として定める。

② 日常的な維持保全に関する基本方針

公園の管理体制に関する方針、年間の維持保全内容（清掃・保守・修繕）に関する方針、日常点検や定期点検に関する方針、事後保全型管理における使用見込み期間の設定方法に関する方針、異常が発見された場合の措置の方針などについて検討し、基本方針として定める。

2) 公園施設の長寿命化対策の検討

① 計画期間などの設定

計画期間は、計画策定から概ね10年間とし、計画期間終了年度を目標年度とする。公園施設の長寿命化対策とは、この期間に実施する対策内容を指すものとする。

予防保全型管理における使用見込み期間は、「整備時からの経過期間」＋「延命期間」（実施した補修（1～複数回）により長寿命化が図られた期間）とする。

事後保全型管理における使用見込み期間は、「処分制限期間」＋「劣化が著しく進行するまでの期間」とする。

更新見込み年度は、上記の使用見込み期間の終了年度とする。なお、使用見込み期間の設定については、指針案を参考に委託者との協議により決定することとする。

② 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策の検討

予防保全型管理施設に対しては、定期的な健全度調査の実施体制や頻度等を設定し、劣化や損傷の状況に応じた適切な補修方法と対策時期を設定するとともに、それにより得られる延命期間を設定し、使用見込み期間を決定する。

③ 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策費の算出

使用見込み期間における長寿命化対策費を、公園施設ごとに算出する。長寿命化対策費は、使用見込み期間中に生じる費用で、「定期的な健全度調査費」＋「補修費」とする。

④ 事後保全型管理施設に対する検討

事後保全型管理施設に対しては、計画期間中に使用見込み期間が終了する施設については更新見込み年度及び更新費を設定し、終了しない施設については更新見込み年度のみを設定する。

⑤ 年次計画の検討

年次計画は各施設のライフサイクルコストの縮減効果の算出後、予算の平準化などの視点を加味して調整する。概算費用の平均値を平準ラインとして設定し、公園施設の補修、もしくは更新年度を調整することで平準化を実現する。

3) ライフサイクルコストの算出

予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行う。予防保全に必要な工事の内容・費用・時期・使用見込み期限等の設定については、指針案に基づくとともに委託者との協議により決定する。

なお、コスト比較の結果、予防保全のコストが事後保全を上回った場合は、事後保全型管理に分類し直すものとする。また、検討の結果は、施設ごとに比較して取りまとめる。

4) 公園施設長寿命化計画書の作成

以上の検討結果を、長寿命化計画として取りまとめ、その結果を「公園施設長寿命化計画調書」(様式0～3)として取りまとめる。

8. 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、受託者は委託者に対し綿密な連絡を取り、業務の方針や進捗、疑義等について適宜打合せ協議を実施するものとする。なお、打合せ協議は、業務着手時、中間時(1回)、成果品納入時の計3回を基本とするが、中間打合せについては必要に応じて適宜実施するものとする。なお、業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

9. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、「都市公園」分と「その他の公園」分を分けて提出すること。なお成果品については、調査職員との十分な協議のうえ提出するものとする。

- (1) 公園施設長寿命化計画報告書・・・A4版簡易製本4部、電子データ(CD-R)
 - ・公園施設長寿命化計画書・・・(様式0)
 - ・公園施設長寿命化計画調書(総括表)・・・(様式1)
 - ・公園施設長寿命化計画調書(都市公園別)・・・(様式2)
 - ・公園施設長寿命化計画調書(公園施設種類別現況)・・・(様式3)
 - ・公園施設長寿命化計画基礎資料
 - ・計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等(ライフサイクルコスト算出根拠)
 - ・各種施設の点検調査票及び写真
- (2) その他必要となる成果品・・・1式